

子どもの権利保障に向けた司法面接の展望： ウクライナとの対話を通して

金沢大学 人間社会研究域
上 宮 愛

2025年7月に行われたウクライナと日本との二国間共同研究において、子どもの権利擁護と司法面接に関する意見交換に参加する機会を得た。戦時下という極めて困難な状況にありながらも、ウクライナは、国連子どもの権利条約、欧州評議会のランサローテ条約、EU法体系(EU *acquis*)の基準、さらには欧州の子ども擁護センター(Child Advocacy Center: CAC)の「子どもの家モデル(Barnahus model)」を参照しつつ、子どもの権利を保障する改革を進めていた。その姿勢には強い感銘を受けるとともに、日本における司法面接制度を改めて国際的な枠組みと比較し、どのような課題が残されているのかを検討する必要性を痛感した。

研究会の2日目に、ウクライナの取り組みについての報告を聞き、その中で参照されていた様々な子どもの権利擁護に関わる基準を改めて振り返った。その中でも、ウクライナが参照するランサローテ条約では、以下の2つの条文が特に司法面接と関連する。

第35条 子どもとの面接 (Article 35 Interviews with the child)

1. 各締約国は、必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。その措置により、次の事項が確保されるものとする。
 - a. 子どもに対する面接は、事実が管轄当局に通報された後、不当な遅延なく実施されること。
 - b. 子どもに対する面接は、必要な場合には、この目的のために設計され又は改装された施設において実施されること。
 - c. 子どもに対する面接は、この目的のために訓練を受けた専門職によって実施されること。
 - d. 可能な限り、かつ適切である場合には、同一の者が子どもに対するすべての面接を実施すること。
 - e. 子どもに対する面接の回数は、刑事手続の目的のために厳格に必要とされる限度において、可能な限り少数に制限されること。
 - f. 子どもは、自らの法定代理人又は、適切な場合には本人が選択した成人を同伴することができる。ただし、当該者について合理的な理由に基づきこれと異なる決定がなされている場合を除く。
2. 各締約国は、被害者とのすべての面接又は、適切な場合には子どもである証人との面接が録画され得ること、並びにこれらの録画された面接が、その国内法に定める規則に

従い、裁判手続において証拠として受け入れられ得ることを確保するために、必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。

3. 被害者の年齢が不確かであり、かつ当該被害者が児童であると信すべき理由がある場合には、その年齢の確認がなされるまでの間、第1項及び第2項に定める措置を適用するものとする。

第36条 刑事裁判手続 (Article 36 Criminal Court Proceedings)

1. 各締約国は、法曹職の自律を規律する規則を十分に尊重しつつ、刑事手続に関与するすべての者、特に裁判官、検察官及び弁護士の利益のために、子どもの権利並びに児童の性的搾取及び性的虐待に関する研修が利用可能であることを確保するために、必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。
2. 各締約国は、その国内法に定める規則に従い、次の事項を確保するために必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。
- 裁判官は、公衆を立ち会わせないで公判を行うことを命ずることができること。
 - 被害者は、特に適切な通信技術の利用を通じて、法廷に出廷することなく法廷において聴取され得ること。
-

これらの基準に照らし合わせれば、日本の司法面接実務は、すでに以下の点では国際水準に合致していると考えられる。第35条の（a）不当な遅延なく面接を実施すること、（c）訓練を受けた専門職による面接の実施、（d）可能な限り同一の面接者による実施、（e）面接回数を必要最小限に制限すること、ならびに第35条第2項・第3項、さらに第36条の第1項（関係者に対する研修の提供）および第2項（b）（適切な通信技術を用いた非出廷での聴取）については、一定程度実現されていると評価できる。

日本における司法面接の取り組みは、面接技法や面接プロトコルの普及を中心として発展してきた経緯がある。国際的な司法面接プロトコルであるN I C H D プロトコルの国内での普及についていえば、2008年より以下に示す主に国の研究助成を受けて進められ、2020年からは研究機関が提供する研修事業として「立命館大学司法面接研修事業」が現在まで続けられてきた：

- ・ 2008－2012年：独立行政法人 科学技術振興機構・社会技術研究開発センター「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練（代表：仲真紀子）」
- ・ 2012－2015年：文部科学省科学研究費補助金 新学術領域研究「法と人間科学」「子どもへの司法面接：面接法の改善その評価（代表：仲真紀子）」

- ・2015－2018年：国立研究開発法人科学技術振興機構・社会技術研究開発センター「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域「多機関連携による司法面接の実施を促進する研究プログラムの開発と実装（代表：仲真紀子）」
- ・2018－2020年：国立研究開発法人科学技術振興機構・社会技術研究開発センター「戦略的創造研究推進事業」研究成果の定着に向けた支援制度（代表：仲真紀子）

上記の国際基準である「(c) 訓練を受けた専門職による面接の実施」に関していえば、2021年度までに延べ14000人以上の子どもに関わる実務家への研修を終え、検察、警察、児童相談所などの専門職の間ではこの司法面接の技法が幅広く認知され、現場においても一定程度「技術的な側面」が整備されてきた。また、「(e) 面接回数を必要最小限に制限する」については、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第5回会議配布資料の中で、多くの事案が1回の聴取で終えられていることが示されている（法務省、2020）。さらに、第35条2項の「面接録画の法廷での使用」に関していえば、2023年に新法刑事訴訟法第321条の3が制定され、法的な枠組みが整えられた。

しかしながら、国際的な基準と比較した場合、日本の司法面接制度には依然として課題が残る。例えば、欧州評議会のランサローテ条約は、子どもの権利を司法手続の中心に据えており、前述の第35条・第36条に加え、第14条「被害者への援助」（Article 14 Assistance to victims）では被害者やその家族に対する心理的・治療的支援の提供を各国に義務づけている。

----- 第14条 被害者への援助

1. 各締約国は、被害者の身体的及び心理社会的回復を短期的並びに長期的に援助するために、必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。本項に基づき講じられる措置は、子どもの意見、必要及び懸念を十分に考慮するものとする。
2. 各締約国は、その国内法に定める条件の下で、被害者援助に従事する非政府組織、その他の関連団体又は市民社会の他の構成要素との協力を図るための措置を講ずるものとする。
3. 子どもの両親又は養育を担う者がその性的搾取若しくは性的虐待に関与している場合には、第11条第1項の適用に基づきとられる介入手続には、次の措置を含むものとする。
 - 被疑加害者を排除する可能性
 - 被害児童をその家庭環境から分離する可能性
 かかる分離の条件及び期間は、子どもの最善の利益に従って決定されるものとする。

4. 各締約国は、被害者の近親者が、適切な場合には、治療的援助、特に緊急の心理的ケアを受けられるようにするために、必要な立法上又はその他の措置を講ずるものとする。

ウクライナが参照するBarnahusモデルでは、司法手続と心理社会的支援が「同じ屋根の下（under one roof）」で一体的に提供され、「心理職」が司法手続きのプロセスにおける心理支援の中核的な担い手として制度的に位置づけられている。そして、被害者に必要な心理支援や回復プログラムが公的に保障される仕組みも整備されている。

このような国際的実践と比較すると、日本の司法面接は「適切な聞き取り技法」や「録画の証拠利用」といった技術的・運用的側面に重点を置いて発展してきた一方で、制度的・権利保障的な側面が未だ相対的に弱い可能性がある。国内における今後の課題は、司法面接を単なる「技法」や「手続的要請」としてではなく、「子どもの権利保障を実現する手段」として制度的に位置づけ（仲、2021；上宮、2021）、その中に心理支援を不可欠な要素として組み込むことにある。これらの課題について、このウクライナとの二国間研究会に参加し、感じた課題を以下の3つの点から論じたい。

1) 日本における「子ども擁護センター（CAC）」モデルの適用のための課題

日本国内では、欧米諸国でいうところのCACの数は少ない。司法面接と心理社会的ケアがCACモデルのように「一つ屋根の下」で包括的に提供されていない背景には、日本の司法面接が、公的機関、なかでも検察・警察・児童相談所の三機関連携を基盤として発展してきたという歴史的経緯が大きく関わっているとも考えられる。あくまで筆者の個人的な印象にすぎないが、CACモデルが日本において十分に発展してこなかった背景の一因として、「誰が面接を実施するのか」といった手続き的な議論に過度に焦点が当てられてきたことが挙げられる。その結果、捜査機関とCACモデルを推進する国内の実務家との間に一定の距離が生じているように思われる。実際に、日本では「捜査機関が面接を行うと中立性が損なわれるのではないか」といった議論が存在し、その延長として、CACモデルを導入する際には、米国のように民間の「中立的な」司法面接官（forensic interviewer）が捜査機関に代わって面接を担うべきだとする意見もみられる。しかし、これは、国際的な基準に照らして適切な議論だといえるのだろうか。

現在、司法面接の研修活動と共にしている捜査機関の関係者の姿を見ていると、司法面接を自らの重要な課題として真摯に捉え、強い責任感とコミットメントをもって不斷の努力を重ねている様子がうかがえる。そのような積み重ねを知る者としては、将来的に「自らの手で面接できなくなる」という制度的变化が生じた場合、関係者は大きな喪失感を抱くであろうことも自然に想像できる。

また、心理学的な研究知見にもとづけば、面接者のバイアスは職種そのもの（捜査機関なのか、中立的な民間組織なのか）よりも、面接者個人のスキルや認知的・情動的特

性に大きく依存することが指摘されている（Powell et al., 2014; Segal et al., 2023; 2025）。例えば、性的虐待に関して個人が偏った認知や感情を有している場合、子どもの非特異的な問題行動（unspecific behavioral problems）に対して、虐待が存在したとする仮説を支持する方向に偏った評価を行う傾向が指摘されている。その結果、子どもの証言や報告の信頼性を過大に見積もってしまう可能性がある（Gewehr et al., 2023; Segal et al., 2024）。すなわち、中立性の確保という課題は、捜査機関が面接を担う場合に限られるものではない。民間のCACの面接者が面接を行う場合であっても、面接者の認知的傾向や感情特性には個人差があり、子どもに寄り添いすぎることで中立性が損なわれる可能性は否定できない。その一方で、面接スキルの高い面接者では、バイアスによる不適切な質問の増加は認められなかったという報告もある（Powell et al., 2014）。つまり、面接者がどのような属性に属しているかにかかわらず、適切な面接スキルを高めるとともに、自らのバイアスの存在に常に注意を払う資質を身につけることが重要となる。

国際的な基準であるランサローテ条約等でも、特に捜査機関が司法面接を担うことを否定してはいない。例えば、ランサローテ条約は「面接回数の最小化」や「専門的訓練を受けた者による実施」を求めており、ここでいう「専門的訓練を受けた者」には捜査機関（検察官、警察官）も含まれる。この点に鑑みれば、国内での「捜査機関が面接を行うと中立的ではない」「民間が担う方が中立的である」といった二項対立的な議論は、国際的な基準の本質とは重ならないように感じられる。国際基準が示す方向性は、捜査と心理的支援の両立をいかに制度的に担保するかにあり、むしろこの観点から日本の司法面接制度を発展させる必要がある。今回、ウクライナとの二国間研究会に参加し、同国が参照するBarnahusモデルについて筆者自身より深く学ぶ機会を得た。

石川他（2020）は、北欧5か国のBarnahusの比較を行っており、特に「表2 北欧5か国の子ども虐待防止支援センターの機能」は各国の制度的特徴を理解する上で非常に有用である。例えば、デンマークでは子どもや保護者が直接Barnahusを訪れるではなく、捜査機関や児童保護当局を通じて手続きが進められ、司法手続きと心理支援が公的な制度として統合されている。また、ノルウェーのBarnahusは捜査機関の監督下に置かれているらしい。ウクライナのパイロット・プロジェクトでも、Barnahusへの移送は国家警察や地方自治体などが担い、初期の段階から捜査機関が関与することで、証拠法上適切な手続きが担保されている。司法面接の実施主体についても、Barnahusでは心理士ではなく警察官などの捜査機関が面接を担当するパターンが多いのが特徴的である。スウェーデン、ノルウェー、スコットランドでは警察官が司法面接を行い、その様子を検察官やその他の職種がモニターする仕組みがある（石川他、2020）。

Barnahusでの心理支援に関しては、心理士によってカウンセリングや認知行動療法が提供されている。特筆すべきは、例えばデンマークにおいて「心理士は子どもの記憶に影響を与えないよう、あえて司法面接に同席しない」とされている点である

(石川他、2020)。このように、事実認定と心理的ケアの役割分担を明確にした上で、Barnahusという一つの組織の中で両者を有機的に連携させることにより、供述の正確性と心理支援の効果を同時に最大化する実践が行われている。

ウクライナにおいても、捜査官・検察官・裁判所がBarnahusに依頼し、Barnahusの担当者が登録されている心理士の中から適切な者を選任する仕組みが構築されている。子どもが関わる刑事事件については、子どもの発達や聴取方法に関する専門的な訓練を受けた捜査官や検察官が面接を担当し、心理士には「刑事訴訟において子どもの最善の利益を確保すること」および「捜査官・取調官・検察官・裁判所を支援すること」がその役割として位置づけられている。このウクライナのモデルでの心理士の役割は、英国の仲介人制度（registered intermediary）に近いものがあるよう感じた。ウクライナモデルでの心理士には、子どもへの面接に同席し、面接官が行う質問を調整したり、不適切な質問に意義を唱えたりする役割がある（一部「無料法廷支援センター」では、心理士が面接者としての役割を担う予定とのことであった）。

CACモデルの国際的展開に目を向けると、米国型と欧州型との相違がしばしば指摘される。欧州のBarnahusモデルは米国のCACに着想を得ているが、両者のアプローチには明確な違いが存在する。最も顕著な違いは、米国のCACは民間運営であり、一部の州を除き、通常は子どもが裁判に出廷しなければならない点にある。これに対し、アイスランドを発祥とするBarnahusモデルは米国のモデルを発展させ、そのサービスは当初から司法制度と福祉制度に統合され、政府により運営してきた。その結果、子どもに裁判で証言を求める代わりに、司法面接の録画が証拠として用いられこととなった（Barnahus Network, About Barnahus, <https://barnahus.eu/barnahus/about-barnahus/>, 参照日：2025年9月16日）。

つまり、Barnahus Networkが推進する主要な基準は、この録画証言の証拠採用であり、多くの欧州諸国で新たに設立されるBarnahusにおいてもこの基準が参照されているが、その実施状況は国ごとに異なっている。アイスランドのように、当初から政府が所有する形でBarnahusを設立することは、この基準を設立当初から満たす上でしばしば重要な要素となっていると考えられる。Barnahusモデルの本質は、司法面接の録画を証拠として裁判で活用する仕組みにある。この点は、日本において2023年に新設された刑訴法第321条の3（録画記録の証拠利用）と方向性を同じくするものであり、Barnahus型の制度は日本の現行の実践とも非常に親和性が高いように感じた。とりわけ、司法と心理支援を「同じ屋根の下」で統合するBarnahusの理念は、今後の日本の司法面接の制度設計を検討する上で重要な視点となる。

2) 国内の司法面接プロセスにおける心理職の配置での課題

一方で、現実的に日本で新たにBarnahusモデルを定着させることは容易ではない。そのため、まずは既存の検察・警察・児童相談所の三機関連携の枠組みを基盤と

しながら、面接環境の改善（child friendly な面接室の設置）、専門的訓練の制度化、面接回数の最小化、録画の活用など、国際基準に沿った取り組みを一層強化していくことが求められる。これに加えて、心理的安全性や前述のランサローテ条約の第14条にあたる回復に向けた支援をより「公的」なものとしていくためには、日本の心理職の国家資格である公認心理師を面接に関与させ、Barnahus モデルに近づけていくことが提案できるかもしれない。

しかし、ここにもまだ課題は残る。日本の公認心理師養成課程では、司法面接や捜査心理学といった犯罪捜査に関連する領域の専門教育は十分に整備されていない。公益社団法人日本公認心理師協会の調査報告によれば、2020年9月1日時点で、司法犯罪領域を専門とする公認心理師が活動を行っている機関・施設・事業等の内訳は以下のとおりである。法務省矯正局・保護局関係が全体の47.8%（681名中326名）を占め、次いで家庭裁判所等が16.9%（115名）、警察関係（警察、科学捜査研究所等）が17.8%（121名）、NPO団体（被害者支援や加害者更生支援等）が7.5%（51名）となっていた。また、支援・活動等の対象に関しても、犯罪被害者（少年）に関する活動を行っている心理師は全体の21.6%（147名）であった。つまり、国内の司法犯罪領域で働く公認心理師の専門性はその多くが「加害者臨床」に割かれていることがわかる。多くの大学院プログラムは医療・福祉・教育の臨床を中心としており、司法領域を中心的に扱う大学はほとんどない。また、筆者の知る限り、司法犯罪領域の実習先の多くは、少年院、少年鑑別所などの法務省矯正局関連の施設が多い。これによって、修士課程の2年間で基礎的な臨床スキルに加え、司法面接や刑事手続における心理支援といったような特殊なスキルまでを網羅することは難しい。

さらに、養成課程修了後のキャリアパスにおいても司法犯罪領域への進出は難しい。修士課程修了者の就職先としては医療・福祉・教育分野が選ばれやすく、加えて、司法犯罪領域の職場は公務員採用が中心となり、新卒採用がその傾向としては強く、修士課程修了後に司法領域に進む心理師は極めて少ない。

その結果として、国内はCAC モデルが導入された場合に、専門的心理師を安定的に配置し、また、育成していく仕組みが現時点では存在しないといえる。このような状況を踏まえ、以下の制度改革が求められる。第一に、公認心理師の養成課程において、現在よりさらに司法・犯罪心理学や犯罪捜査の心理学を学べる機会を増やし、司法面接や被害児支援に関わる基礎教育を拡充していく必要がある。第二に、修了後のキャリアパスを確立するために、司法面接研修を修了した心理師を公式に把握する仕組みや、被害者支援（その中でも、とりわけ犯罪捜査における心理支援）に特化した採用枠を設けることが望まれる。第三に、現場と養成課程との接続を強化する観点から、捜査機関との合同研修や勉強会に学生が触れる機会を増やし、司法手続きと心理支援を橋渡しできる人材を育成していく必要がある。

しかし、こうした課題は日本に特有のものではなく、ウクライナにおいても同様である。同国では2024年9月より子ども擁護センターのパイロットプロジェクトが全国

に拡大され、登録心理士288名が配置されているが、今後は研修制度や資格制度の整備が進められる予定であると研究会においても報告されていた。

3) 加害少年への支援の課題

今回のウクライナからの情報提供の中で得られたもう一つの重要な示唆は、未成年の被疑者・被告人に対する制度的配慮についてであった。ウクライナのパイロット・プロジェクトでは、被害児の保護のみならず、被疑少年の権利保障も重視されている。子どもの権利条約では、すべての子どもに対して、司法手続きの中でその意見を表明する権利や、公正な取り扱いを受ける権利を保障している。これは被害児に限らず、被疑少年に対しても適用される原則である。さらに、EU *acquis* の中では、「第23章 司法および基本的人権 (Chapter 23 Judiciary and Fundamental Rights)」および「第24章 司法、自由および安全 (Chapter 24 Justice, Freedom and Security)」において、少年を被疑者または被告人とする刑事手続きにおける権利の保障に関する基準が含まれている。たとえば、「刑事手続における被疑者または被告人である子どもの手続的保障に関する2016年5月11日の欧州議会及び理事会指令 (EU) 2016/800 (Directive (EU) 2016/800)」は、少年被疑者・被告人に対して適切な手続的保障を保証することを加盟国に義務付けている。

筆者自身、2025年1月に実施された JICA 研修においても、「被疑少年への取り調べ」に関する講義についての依頼をいただいた。その際に、被疑少年への取り調べに関する先行研究等を調べてみたが、数としては非常に少ないことがわかった。一方、子どもの被害者、目撃者への聴取技法については非常に多くの研究が蓄積されている。もちろん、被疑少年と被害者の間には、あまりにも多くの状況的な違いが存在し、被疑者と被害者の聴取のアプローチがまったく同じではないことは明白である。しかしながら、若年者や脆弱な立場にある人々を面接する際に留意すべき共通の要素も存在する。

Korkman et al. (2024) は、司法面接のNICH Dプロトコルは、子どもが加害者となった事案での聴取にも活用できると提案している。実際に、NICH Dプロトコルには、性加害における被疑少年への聴取プロトコルが存在する (Hershkowitz et al., 2004; Hershkowitz & Lamb, 2024)。これらのプロトコルの効果を検証した研究では、子どもたちは自らの権利をより理解し、ラポール形成の過程で積極的に応答する傾向が確認された。さらに、実質的な聴取段階で面接者から支援を受けると、その支援に応じて反応性が高まり、その結果として消極性の低減、感情表出の増加、情報量の豊富さにつながることが示されている。さらに、黙秘権や代理人を同席する権利についての説明を丁寧に行った場合には、部分的な自白よりも完全な自白を行う可能性が高まることも示されている (Hershkowitz et al., 2024)。また、イギリスで開発された被疑者を対象とした捜査面接モデルであるPACEモデルは、若年者に対応するためにはいくつかの調整が必要とされるものの、少年被疑者にも適用可能な取調べ面接モデルの一つとされてい

る。加えて、イギリスでは、面接の際に「支援者（support person）」や「適切な成人（Appropriate Adults）」あるいは「仲介人（registered intermediary）」と呼ばれる人物が少年を支援するために同席すべきとされている。この支援者は、法的理解や経験が不十分である少年に助言を与えること、必要に応じて被疑少年のコミュニケーションを補助したり、面接が公正に行われていることを確認する役割を担う。子どもへの権利擁護を充実させることによって、被疑少年への聴取でもスムーズに加害に関する供述を得ることができるようになる可能性がある。

ウクライナからの学びは、国際社会においては、被害者だけでなく加害者を含む子どもに対する権利保障が大きな課題となっているということであった。加害者となった子どもについても、その逆境体験や発達的脆弱性に配慮しつつ、無罪推定を前提とした適切な聴取の方法やシステムを確立することが求められている。日本もこの国際的な潮流を受け止め、被害児・被疑少年双方の権利保障を制度設計に反映させることができると感じた。

このような二国間の情報共有の機会を通じて、国際社会における日本の到達点と今後の課題がより明確になったと感じる。そして、すでに制度が確立している国々との比較だけでなく、改革の途上にあるウクライナとの対話は、共に歩む仲間がいるという心強さを実感させ、今後の取り組みを進める大きな励みとなった。

最後に、本稿で示した見解は筆者個人の学術的考察に基づくものであり、ご留意いただきたいのは、いかなる機関の公式見解を代弁するものでもないという点である。

引用文献

- Barnahus Network. (n.d.). About Barnahus. Retrieved September 16, 2025, from <https://barnahus.eu/barnahus/about-barnahus/>
- Council of Europe (2007). Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse (CETS No. 201). Lanzarote, 25.X.2007.
- Gewehr, E., Volbert, R., Merschhemke, M., Santtila, P., & Pülschen, S. (2025). Cognitions and emotions about child sexual abuse (CECSA): development of a self-Report measure to predict bias in child sexual abuse investigations. *Psychology, Crime & Law*, 1–21.
- Hershkowitz, I., Horowitz, D., Lamb, M.E., Orbach, Y. & Sternberg, K. J. (2004). Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: a descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-438.
- Hershkowitz, I., & Lamb, M.E. (2024). Interviewing young offenders about child-on-child sexual abuse. *Development and Psychopathology*, 36, 2464-2480.
- 法務省 (2022). 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第5回会議配布資料. Retrieved from <https://www.moj.go.jp/content/001367831.pdf>
- 石川衣紀、内藤千尋、田部絢子、石井智也、能田昂、柴田真緒、… & 高橋智.

- (2020). 北欧における子どもの虐待と「子ども虐待防止支援センター(Barnahus)」の取り組み：デンマーク・フィンランドへの訪問調査から. 東京学芸大学紀要 総合教育科学系、71, 177–191.
- Korkman, J., Otgaard, H., Geven, L. M., Bull, R., Cyr, M., Hershkowitz, I., ... & Volbert, R. (2025). White paper on forensic child interviewing: research-based recommendations by the European Association of Psychology and Law. *Psychology, crime & law*, 31(8), 987-1030.
- 仲真紀子. (2021). 児童虐待と司法面接. *法律時報*、94, 11, 49–54.
- Powell, M. B., Hughes-Scholes, C. H., Smith, R., & Sharman, S. J. (2014). The relationship between investigative interviewing experience and open-ended question usage. *Police Practice and Research*, 15(4), 283-292.
- Segal, A., Bakaitytė, A., Kaniušonytė, G., Ustinavičiūtė-Klenauskė, L., Haginoya, S., Zhang, Y., ... & Santtila, P. (2023). Associations between emotions and psy-chophysiological states and confirmation bias in question formulation in ongoing simulated investigative interviews of child sexual abuse. *Frontiers in Psychology*, 14, 1085567.
- Segal, A., Bakaitytė, A., Kaniušonytė, G., Ustinavičiūtė - Klenauskė, L., Haginoya, S., Žukauskienė, R., & Santtila, P. (2025). Are emotions and psychophysiological states experienced when observing a child sexual abuse interview associated with confirmation bias in subsequent question formulation? *Journal of Investigative Psychology and Offender Profiling*, 22(1), e1643.
- Segal, A., Pompedda, F., Haginoya, S., Kaniušonytė, G., & Santtila, P. (2024). Avatars with child sexual abuse (vs. no abuse) scenarios elicit different emotional reactions. *Psychology, Crime & Law*, 30(3), 250-270.
- 上宮愛. (2021). コラム0 「司法面接」と子どもの権利擁護. 田中晶子、安田裕子、上宮愛（編著）. 児童虐待における司法面接と子ども支援のための科学：ともに歩むネットワーク構築をめざして、北大路書房、i x～x.